

新				旧				
手数料を徴収する事務の区分		金額		手数料を徴収する事務の区分		金額		
1 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査	確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合(床面積の合計の算定方法は、この表の摘要1による。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円	1 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査	確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合(床面積の合計の算定方法は、この表の摘要1による。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円	
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 69,000円			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 69,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 87,000円			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 87,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円			床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円	
		床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの	1件につき 195,000円			床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの	1件につき 195,000円	
		床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 239,000円			床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 239,000円	
		床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 261,000円			床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 261,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 374,000円			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 374,000円	
		床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 478,000円			床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 478,000円	
		床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 665,000円			床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 665,000円	
		床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 956,000円			床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 956,000円	
確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の2の項により算出した金額の合計金額を加算した金額		確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の2の項により算出した金額の合計金額を加算した金額		
2 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき 14,000円		2 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき 14,000円		
		1基につき 10,000円				1基につき 10,000円		
		1基につき 8,000円				1基につき 8,000円		
		1基につき 7,000円				1基につき 7,000円		
3 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。)	1工作物につき 17,000円		3 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。)	1工作物につき 17,000円		
		1工作物につき 10,000円				1工作物につき 10,000円		
4 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する検査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物で中間検査をしていない建築物又は特定工程のない建築物の場合(床面積の合計の算定方法は、この表の摘要2による。)	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円	4 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物で中間検査をしていない建築物又は特定工程のない建築物の場合(床面積の合計の算定方法は、この表の摘要2による。)	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		1件につき 20,000円		
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		1件につき 24,000円		
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1件につき 45,000円		
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 58,000円	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき 58,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 108,000円	床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの		1件につき 108,000円		
		床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの	1件につき 150,000円	床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの		1件につき 150,000円		

新				旧			
手数料を徴収する事務の区分			金額	手数料を徴収する事務の区分			金額
		床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 179,000円			床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 179,000円
		床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 194,000円			床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 194,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 226,000円			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 226,000円
		床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 271,000円			床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 271,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 369,000円			床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 369,000円
		床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 521,000円			床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 521,000円
		完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の5の項により算出した金額の合計を加算した金額			完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の5の項により算出した金額の合計を加算した金額
建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物で中間検査をした建築物の場合(床面積の合計の算定方法は、この表の摘要2による。)	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物で中間検査をした建築物の場合(床面積の合計の算定方法は、この表の摘要2による。)	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 56,000円			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 56,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 104,000円			床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 104,000円
		床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの	1件につき 144,000円			床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの	1件につき 144,000円
		床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 173,000円			床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 173,000円
		床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 187,000円			床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 187,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 213,000円			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 213,000円
		床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 258,000円			床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 258,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 356,000円			床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 356,000円
		床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 508,000円			床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 508,000円
		完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の5の項により算出した金額の合計を加算した金額			完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の5の項により算出した金額の合計を加算した金額
		5 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する検査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定による建築設備に関する完了の通知に対する審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合			1基につき 18,000円	5 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する検査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定による建築設備に関する完了の通知に対する審査
小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき 14,000円		小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき 14,000円			

新		旧			
手数料を徴収する事務の区分	金額	手数料を徴収する事務の区分	金額		
6 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する検査	1工作物につき 20,000円	6 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する検査	1工作物につき 20,000円		
7 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に対する検査(床面積の合計は、検査を行う部分の床面積の合計とする。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円	7 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に対する検査(床面積の合計は、検査を行う部分の床面積の合計とする。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 49,000円		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 49,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 123,000円		床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 123,000円
	床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの	1件につき 154,000円		床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以内のもの	1件につき 154,000円
	床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 167,000円		床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの	1件につき 167,000円
	床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 176,000円		床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 176,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 217,000円		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 217,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 228,000円	床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 228,000円		
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 269,000円	床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 269,000円		
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 334,000円	床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 334,000円		
8 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(それぞれ第87条の4又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物、建築設備または工作物の使用の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円	8 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(それぞれ第87条の2又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物、建築設備または工作物の使用の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円		
9 建築基準法第12条第8項に規定する台帳に関する証明	1件につき 300円	9 建築基準法第12条第8項に規定する台帳に関する証明	1件につき 300円		
10 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定等の申請に対する審査	指定の申請	1件につき 50,000円	10 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定等の申請に対する審査	指定の申請	1件につき 50,000円
	変更の申請	1件につき 50,000円		変更の申請	1件につき 50,000円
	廃止の申請	1件につき 50,000円		廃止の申請	1件につき 50,000円
11 建築基準法第43条第2項第1号の認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円				
12 建築基準法第43条第2項第2号の許可の申請に対する審査	1件につき 69,000円	11 建築基準法第43条第2項第2号の許可の申請に対する審査	1件につき 69,000円		
13 建築基準法第44条第1項第2号の許可の申請に対する審査	1件につき 73,000円	12 建築基準法第44条第1項第2号の許可の申請に対する審査	1件につき 73,000円		
14 第44条第1項第4号の許可の申請に対する審査	1件につき 164,000円	13 第44条第1項第4号の許可の申請に対する審査	1件につき 164,000円		
15 建築基準法第48条第1項から第7項まで及び第9項から第14項までのただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の許可の申請に対する審査(同法第48条第16項第1号又は第2号に該当する場合を除く。)	1件につき 182,000円	14 建築基準法第48条第1項から第7項まで及び第9項から第14項までのただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円		
16 建築基準法第48条第16項第1号の許可の申請に対する審査	1件につき 124,000円				
17 建築基準法第48条第16項第2号の許可の申請に対する審査	1件につき 133,000円				
18 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の許可の申請に対する審査	1件につき 132,000円	15 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の許可の申請に対する審査	1件につき 132,000円		
19 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円	16 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円		
20 建築基準法第53条第6項第3号の許可の申請に対する審査	1件につき 65,000円	17 建築基準法第53条第5項第3号の許可の申請に対する審査	1件につき 65,000円		
21 建築基準法第55条第2項の認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円	18 建築基準法第55条第2項の認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円		
22 建築基準法第55条第3項各号の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円	19 建築基準法第55条第3項各号の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円		
23 建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円	20 建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円		
24 建築基準法第57条第1項の認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円	21 建築基準法第57条第1項の認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円		
25 建築基準法第59の2第1項の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円	22 建築基準法第59の2第1項の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円		
26 建築基準法第85条第5項の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円	23 建築基準法第85条第5項の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円		
27 建築基準法第85条第6項の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円				

新		旧	
手数料を徴収する事務の区分	金額	手数料を徴収する事務の区分	金額
28 建築基準法第86条第1項の認定の申請に対する審査 建築物の数が2以下のもの	1件につき 91,000円	24 建築基準法第86条第1項の認定の申請に対する審査 建築物の数が2以下のもの	1件につき 91,000円
建築物の数が3以上のもの	1件につき 91,000円に建築物の数から2を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数が3以上のもの	1件につき 91,000円に建築物の数から2を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
29 建築基準法第86条第2項の認定の申請に対する審査 建築物の数(既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 91,000円	25 建築基準法第86条第2項の認定の申請に対する審査 建築物の数(既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 91,000円
建築物の数が2以上のもの	1件につき 91,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数が2以上のもの	1件につき 91,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
30 建築基準法第86条第3項の認定の申請に対する審査 建築物の数が2のもの	1件につき 230,000円	26 建築基準法第86条第3項の認定の申請に対する審査 建築物の数が2のもの	1件につき 230,000円
建築物の数が3以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から2を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数が3以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から2を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
31 建築基準法第86条第4項の認定の申請に対する審査 建築物の数(既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 230,000円	27 建築基準法第86条第4項の認定の申請に対する審査 建築物の数(既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 230,000円
建築物の数が2以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数が2以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
32 建築基準法第86条の2第1項の認定の申請に対する審査 建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 91,000円	28 建築基準法第86条の2第1項の認定の申請に対する審査 建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 91,000円
建築物の数が2以上のもの	1件につき 91,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数が2以上のもの	1件につき 91,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
33 建築基準法第86条の2第2項の許可の申請に対する審査 建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 230,000円	29 建築基準法第86条の2第2項の許可の申請に対する審査 建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 230,000円
建築物の数が2以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数が2以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
34 建築基準法第86条の2第3項の認定の申請に対する審査 建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 230,000円	30 建築基準法第86条の2第3項の認定の申請に対する審査 建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき 230,000円
建築物の数が2以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数が2以上のもの	1件につき 230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
35 建築基準法第86条の5第1項の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1件につき 8,000円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額	31 建築基準法第86条の5第1項の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1件につき 8,000円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額
36 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円	32 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
37 建築基準法第86条の8第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円	33 建築基準法第86条の8第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
38 建築基準法第87条の2第1項の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円		
39 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円		
40 建築基準法第87条の3第5項の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円		
41 建築基準法第87条の3第6項の許可の申請に対する審査	1件につき 182,000円		
42 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円	34 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円
摘要1 (1) 建築物を建築する場合(摘要1(2)に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。 (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(摘要1(4)に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替、または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		摘要1 (1) 建築物を建築する場合(摘要1(2)に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。 (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(摘要1(4)に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替、または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
摘要2 (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		摘要2 (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	